

Code of Conduct and Ethics 独占禁止法・競争に係る指針

ETHICS & LEGAL COMPLIANCE | ISSUED: June 1, 2014 - REVISED: June 16, 2021

Magnaは公正な、競争を活発に、行いますが、自由・公正な競争を支持します。 Magnaは事業を行う法域において適用されるあらゆる独占禁止法を順守します。本指 針はMagna International Inc.並びにその全ての経営グループ、部門、ジョイント・ベン チャー、およびその他の世界における営業拠点(これらを総称して、以下「Magna」 といいます。)に適用されます。本指針はまた、従業員、役員、取締役、コンサルタン ト、および代理店を含む、Magnaに代わって行為するすべての者に適用されるもので す。

独占禁止法

独占禁止法(「競争法」とも言われる)は価格操作や、市場での地位または支配力を濫用するために不当に取引を抑 える競争相手との間での公式・非公式同意書並びに慣行を禁止し、ビジネスの競争を保護・推進するために定められ たものです。このような法律違反は不正で、Magnaの行動倫理規範に反するものです。

独占禁止法は国内外の競争禁止取締官によって調査や訴訟と共同して積極的に執行されています。独占禁止法の違反 は次のような結果を招きます。 (i) Magna並びにその従業員の膨大な罰金 (ii) 第三者による損害訴訟 (iii)従業員の収監 の(iv) 商業協定の無効。または(v)評判の失墜

独占禁止法の順守は非常に複雑な分野です。規制は管轄によって異なります。独占禁止諸法の順守について不確かな 場合は、行動する前にグループあるいはリージョナル・リーガル・カウンセル、リージョナル・コンプライアンス・ オフィサーに必ず相談してください。

不正同意書

競争を低下させる競争相手との間の協定は自動的に独禁法違反になりますので、絶対にかかわらないでください。協 定には次のものが含まれます。

- 販売価格の固定、引き上げ、引き下げ、安定、あるいは競争条件の固定(価格設定形態、割引、既得権の返還あ るいはリベート、利益、手数料、クレジット条件)
- 従業員の賃金・報酬条件を固定することまたは互いの従業員を雇用しないこと
- 生産の制限または生産能力の削減
- 顧客あるいは地域によって市場の共有・配分
- 入札活動あるいは「入札談合」(下請業者または機材・工具納入業者との契約も含みます。)の調整
- いかなる顧客またはサプライヤーをもボイコットすること

違反

Magnaは独占禁止法違反を容認しません。いかなる違反も重大事案として取り扱い、解雇を含む懲戒処分を課 すこととします。



Magnaの行動倫理規範または本指針の違反またはその疑いを認識した場合は、それを(i)上司、(ii)部門若しくはグループの財務担当役員、(iii)グループ若しくはリージョナル・リーガル・カウンセル、(iv)リージョナル・コンプライアンス・オフィサー、(v)倫理法令順守バイス・プレジデントおよびチーフ・コンプライアンス・オフィサー、または(vi)Magna Hotlineを通じて、報告しなければなりません。

Magnaの<u>反報復指針</u>に基づいて、MagnaはMagnaの行動倫理規範または本指針への違反を誠実に報告したいかなる個人に対する報復も禁止します。

役に立つヒント

厳守事項…

- 競争相手とかかわる場合は、独禁法の影響の可能性を考慮する。自分の相手とのかかわりが法律を順守しているか、グループ若しくはリージョナル・リーガル・カウンセルまたはリージョナル・コンプライアンス・オフィサーと常に話し合う。
- 独禁法違反をした個人は刑事責任(および場合によっては罰金や禁固刑)を科されることがある。
- 競争相手とビジネスについて話し合うべき正当な商業目的がある場合を除いて、。単に商業的機密情報を競争相 手と共有することなどを含めて、幅広い行動が不法な「協定」とみなされ得る。「協定」が不法であるとされる には、公式であることも書面であることも必要でない。
- 競争相手とは、話し合うべき正当な商業目的がある場合にのみビジネスについて話し合うこと。
- 価格の決定、マーケティング、いかなる製品の販売活動においても、Magnaの独立を守る。
- 競争相手の不正な調整あるいは共謀を示唆するような行動は避ける。
- 法的、倫理的、並びに礼儀正しい方法で販売情報を入手する。うっかり共有された競争相手の商業的機密情報 (従業員が言及する元従業員の極秘・機密情報を含む)についてに気付いた場合、そのような情報を利用・対応 する前にグループ若しくはリージョナル・リーガル・カウンセル、またはリージョナル・コンプライアンス・オフィサーの指示を求める。
- 商業的交渉の際、取引を完成・評価するために必要不可欠な情報について競争相手あるいは第三者と話し合うこと、あるいは公開することを制限する。
- 企業団体の会員資格や産業協議会への参加は、共通の関心事について話し合う競争相手を引き合わせるので、独禁法違反のリスクが生じることを認識する。会合やイベントに出席の際は不正なコミュニケーションまたは独禁法違反となり得る調整を避けるように十分に気をつける。業界団体に参加する前に、もし自分の参加が独禁法の下で懸念を生ずる場合があるかもしれないという不安がある場合には、グループ若しくはリージョナル・リーガル・カウンセルまたはリージョナル・コンプライアンス・オフィサーに相談する。
- 競争相手の施設を訪問したり、競争相手をMagnaに招待することは独禁法違反になる場合がある。そのような 違反防止のために、関係者がこのようなリスクに敏感であり、予防措置を講じるようにする。グループ若しくは リージョナル・リーガル・カウンセルまたはリージョナル・コンプライアンス・オフィサーの支援を得て、予防 措置を講じる。
- 競争相手によって、もし独占禁止法違反が発生したら、競争的に機密情報が共有されたか提示された場合、すぐに経営管理者、グループ若しくはリージョナル・リーガル・カウンセルまたはリージョナル・コンプライアンス・オフィサーに知らせる。そのような状況において自身でとるべき行動をとらないいかなる場合においても、不正な行動に参加したと見なされる場合がある。これは、競争相手とのコミュニケーションが生じるすべての状況(契約交渉、産業団体会合・協議会、社交・慈善イベントを含む)に適用される。もし競争相手が商業的に機密情報であると思われることを話題にしたら、必ず、次に従う。
 - その話題の議論を直ぐにやめる
 - 競争相手がその会話を続ける場合は、その会話を打ち切り、迅速に発生したことの詳細を書き留めて Magnaがファイルしておけるようにする



- 事業者団体会議のような正式会議の中でそのような事象が起きた場合は議事録に退出を記録するように依頼 して直ぐにその場から退出する
- すべての場合に、直ぐに、当該の出来事をグループ若しくはリージョナル・リーガル・カウンセルまたはリージョナル・コンプライアンス・オフィサーに報告する
- 例えば独占禁止法違反に関与しているサプライヤーからの商品の購入者として、Magnaは独占禁止法違反の被害者でもありうることを忘れない。Magnaが反競争的行為の被害者であると思われる場合はグループ若しくはリージョナル・リーガル・カウンセルまたはリージョナル・コンプライアンス・オフィサーに相談する。
- 電子メールやテキストを含む会社内外のコミュニケーションまたはその他の文書、話し合い、公式声明で不注意、不正確な意見を述べない。これらは第三者または規制当局および法廷により誤って解釈される場合がある。すべてのコミュニケーションはプロらしく保管し、冗談や、だらしのない言葉、人を怒らせるような言葉を使わない。
- Magnaあるいは当業界の会社が関連しているいかなる独禁法の調査に関連するメディアの引き合いもMagnaのメディアへの広報窓口にすべて照会する。
- 次の場合、グループ若しくはリージョナル・リーガル・カウンセル、リージョナル・コンプライアンス・オフィサー、あるいは報告しやすければMagna Hotlineに連絡する。
 - 自分自身、他のMagnaの従業員、あるいは第三者による独禁法の違反、あるいは違反の可能性に気付いた 場合
 - Magnaの行動、提案の行動が独禁法の違反になる、あるいは違反になるかもしれないという苦情を第三者から受けた場合(証拠の有無によらず)
 - 一 行動の適切性・正当性について疑問がある競争相手と商業的な機密情報を共有する前に、あるいは話し合いをする前に連絡する
 - 独占契約、非競争契約、またはビジネスが行われ得る地理的地域に制限を加える契約など、競争を低下させ 得る顧客やサプライヤーとのいかなる契約を締結する前に
 - 第三者に関係する独禁法の調査など、独禁法取締機関からMagnaあるいは個人が連絡を受けた場合は、行動を起こす前に直ぐに連絡する
 - 反競争的問題について疑問に思ったり、質問がある場合は、行動を起こす前に直ぐに連絡する

禁止事項…

- 競争を制限したり低下させることを目的にして、あるいはその効果を期待して、直接的あるいは間接的(代理店、サプライヤー、顧客を含む第三者を通して)に競争相手に連絡する
- 抑制、あるいは競争軽減を目的にして、あるいはその効果を期待して、次の方法で競争相手あるいはその他の第 三者との協定を共謀、共謀の試み、協定形成する
 - 販売商品の価格固定、引き上げ、引き下げ、安定
 - 価格設定形態、割引、利益、リベート、手数料、クレジット条件など競争条件の固定
 - 製造・拡大の制限、製造能力削減・制限の同意
 - 入札操作、あるいは競売・入札活動の不正調整
 - 従業員の賃金、諸手当、若しくはその他の報酬条件の固定
 - 互いの従業員を雇用しないこと
 - 市場、顧客、サプライヤー、地理的領土の配分
 - 顧客あるいはサプライヤーのボイコット
- 以下の情報についてすでに公表されている場合を除き、競争的な機密情報について直接的・間接的どのような方法でも競争相手と通信する。
 - 過去、現在、将来における、顧客、サプライヤーと交渉、あるいは一般的な交渉戦略



- 価格、価格設定形態、割引、利益、リベート、収益、クレジット条件を含むがこれに限定されない、過去、現在、将来における取引条件
- コスト情報能力・製造・販売計画並びに予想
- マーケティング計画若しくは買収やジョイントベンチャー計画を含む戦略的計画
- 過去、現在、将来における在庫水準、製造・販売データ、市場状況
- 研究開発やその他の革新的活動
- 競争相手が同様の行動をすると協定が推測されるのでMagnaの将来の計画を競争相手に公開する。
- 通知なく規制当局がMagnaの施設に現れ抜き打ち調査をしたり捜査令状を執行することも含めて独禁法調査のときに規制者や調査官を妨害する。誤報や、誤解を与える情報を規制当局に与えたり、調査に関連するかもしれない文書を隠蔽・破棄する。

詳細:

詳細および助言に関しては、グループ若しくはリージョナル・リーガル・カウンセル、リージョナル・コンプライアンス・オフィサーまたはMagnaの倫理法令順守担当バイス・プレジデントまで問い合わせてください。

Issued: June 1, 2014
Revised: June 16, 2021
Next Review: Q2 2024

Issued By: Ethics & Legal Compliance
Approved By: Magna Compliance Council